

(公印省略)

4大介事第399号
令和4年6月28日

大野城市地域密着型サービス事業者
大野城市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者
各位

大野城市介護支援課長 白水 浩良

令和3年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の
実績報告の提出について（通知）

このことについて、当該加算を算定した介護サービス事業所等は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月（5月）の翌々月（7月）の末日までに、介護職員処遇改善実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書を提出することとされています。

つきましては、下記のとおり実績報告書を提出されますようお願いいたします。

記

1 実績報告の提出について

(1) 提出期限

令和4年7月29日（金）（必着）

※締切間際に郵送された場合、期日に間に合わないことがありますので、日程に余裕を持って提出してください。

(2) 提出方法

窓口、郵送、電子メールのいずれかにて提出してください。

(3) 提出先・問い合わせ先

〒816-8510 福岡県大野城市曙町2丁目2番1号
大野城市すこやか福祉部 介護支援課 事業所指定指導担当
電話 : 092-580-1916
メール : kaigo@city.onojo.fukuoka.jp

※郵送の場合は、「簡易書留」をお願いします。

※メールの場合は、件名に、【令和3年度介護職員処遇改善加算等実績報告提出】と入力してください。

2 必要書類について

(1) 実績報告に必要な書類

ア 介護職員処遇改善加算実績報告書・介護職員等特定処遇改善実績報告書
(別紙様式3-1~2)
※様式が変更されていますのでご注意ください。

イ 事業所別介護職員処遇改善加算等総額一覧表

- ・地域密着型サービス事業所に限り、市が送ったものを返送してください。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者につきましては、提出不要です。

(2) 様式

様式は下記からダウンロードしてください。

- ◆ 大野城市トップページ <http://www.city.onojo.fukuoka.jp/>

トップページ>健康・福祉・介護>介護保険・高齢者相談>介護事業者向け情報
>令和3年度介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の実績報告について

3 令和3年度からの主な変更点について

- ・職場環境等要件に基づく取組の実施について、過去ではなく、当該年度における取組の実施を求めることとしました。
- ・特定加算の平均賃金改善額の配分ルールにおける「経験・技能のある介護職員」は「他の介護職員」の「2倍以上であること」について、「経験・技能のある介護職員」は「他の介護職員」「と比較し高いこと」を求めることとしました。

4 留意事項

- ・複数の事業所をまとめて届出している事業所の中に、大野城市指定以外の事業所が含まれる場合は、その指定権者にも実績報告の提出が必要です。
- ・実績報告で、仮に賃金改善額が加算による収入を下回る場合は、一時金や賞与として支給し、加算による収入は必ず全額を賃金改善に充ててください。
加算の算定要件は、「賃金改善額が加算による収入を上回ること」ですので、悪質な事例については、全額返還となる場合があります。
- ・実績報告書の記載誤りが多くなっておりますので、作成に当たっては必ず『記載例』を参照していただきますようお願いいたします。
- ・介護分野の文書に係る負担軽減のため、昨年度から賃金台帳等の添付書類は求めないこととなりました。
ただし、実績報告書の内容を確認する書類は、介護サービス事業所等において適切に保管し、大野城市からの求めがあった場合には速やかに提出できるよう各自管理をお願いします。